

労働者派遣法の改正について

2015年9月30日、改正労働者派遣法が施行されました。
今回の改正ポイント及び当社の対応等をまとめました。

改正ポイント		当社の対応等
① 特定労働者派遣事業の廃止、すべての労働者派遣事業が許可制に	⇒	3年間の経過措置が適用され、当社は引き続き通常の派遣事業を行います。今後は新たな許可基準に従い、労働者派遣事業許可を適時に取得します。
② 期間制限 無期雇用派遣は期間制限がなく なります	⇒	当社技術者(テクノロジスト)はすべて無期雇用(正社員)のため、期間制限を受けることなく、「評価・試験・保守」などの設計開発の周辺業務も、期間制限がなくなります。
③ 業務区分(専門26業務)の撤廃	⇒	付随的業務(ミーティング、掃除、片づけ、機器類保守等)も制限なく対応可能となります。
④ 雇用安定措置 一定条件下で、有期雇用派遣労働者に直接雇用機会の提供が派遣先企業にも義務づけられます	⇒	当社技術者(テクノロジスト)はすべて無期雇用(正社員)のため、雇用の安定化が図られていることから、従前通り派遣先企業に正社員化等の対応は不要です。
⑤ 派遣労働者のキャリアアップ推進、派遣元は教育訓練等の実施が必要	⇒	当社は充実した専門・技術研修等のキャリア支援制度があります。今後、派遣先企業とも協力し、技術者(テクノロジスト)のキャリアアップを図ります。
⑥ 賃金、教育訓練、福利厚生施設の利用等について、均衡待遇の配慮	⇒	当社は「技術者の地位向上と業界最高の収入を実現」との経営理念のもと、日頃から技術者(テクノロジスト)の処遇向上や福利厚生増進を図っています。

【法改正後、お客様(派遣先企業)にとってのメリット】

- 無期雇用派遣の期間及び業務の制限がなくなり、技術者(テクノロジスト)を自社チームの一員として、自由度の高い状況でご活用いただけます。
- 業務区分(専門26業務)がなくなるため、契約手続きや管理を行いやすくなります。

【法改正後、技術者にとってのメリット】

- 教育訓練等の実施の法制化により、派遣労働者のキャリアアップ支援が推進されます。
- 派遣元及び派遣先に賃金、福利厚生等に関する均衡処遇に配慮義務が課せられるため、より安心して働くことができます。

当社の関連会社「株式会社ジェイテックアドバンステクノロジ」、「株式会社ジェイテックアーキテクト」は有期雇用派遣も行っており、上記改正ポイントのほかに、以下の注意点があります。

派遣期間の上限とされる3年を超えて、派遣先企業の同じ部署の業務に派遣できません。
3年が経過した時点で、下記の雇用安定措置のいずれかで対応する必要があります。

- ・派遣先への直接雇用の依頼
- ・新たな派遣先の提供(合理的なものに限る)
- ・派遣元での無期雇用(派遣労働者以外として)
- ・その他安定した雇用の継続を図るための措置

また、「労働契約申込みみなし制度」が2015年10月1日から施行されます。派遣先が違法派遣を受け入れた場合(派遣禁止業務に従事・無許可の事業主から派遣を受け入れた場合、期間制限に違反し受け入れた場合、いわゆる偽装請負の場合)、その時点で、派遣先が派遣労働者に対し、労働契約の申込みをしたものとみなされます。

改正に関するより詳細な情報は厚生労働省の資料 ([派遣先の皆様へ](#)、[派遣で働く皆様へ](#)) をご参照ください。

当社は今後もコンプライアンスを徹底し、お客様により高度なサービスの提供及び技術者(テクノロジスト)のキャリアアップのさらなる推進に努めてまいります。